

事務事業評価表

平成13年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8211
担当部課名	総務部	事務管理	課	
事務事業名	外部監査経費		事業コード	

1 総合計画における位置づけ

政策名	第 章	事業開始年度
基本施策名	第 節	13 年度
施策名	第 施策	

2 実施根拠及び関連法令等

地方自治法、相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
<ul style="list-style-type: none"> 外部監査人(公認会計士)による監査を実施し、監査結果の報告を受けることにより、監査の指摘事項又は意見に対する改善措置の実施又は検討を行い、財務事務の適正化及び効率化を図る。 現行の監査委員制度を補完し、監査機能の充実を図る。 責任ある行政主体として、より客観的で透明性の高い行政運営を推進し、市民との信頼関係の強化を図る。 更に職員の業務に対する緊張感を高め、意識の向上を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 財政的援助団体等の出納その他の事務の執行 	
		対象数	不明
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
<ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査人候補者の選考を行い、契約議案の議決を経て、7月1日付けで包括外部監査契約の締結を行い、外部監査人による監査を実施し、3月27日付けで監査結果の報告を受けた。 【テーマ】 相模原市の土地等の管理について 相模原市土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況 外部監査人室を用意し、備品等を設置した。 		なし	
決算見込額 <ul style="list-style-type: none"> 需用費(FAX機械維持料金・複写機コピー代): 34千円 役務費(電話料): 172千円 委託料: 16,500千円 備品購入費: 189千円 		(5) 個別計画の概要	
		計画名	
		計画年次	年度 ~ 年度

指標名			
指標式			
指標設定の意図			

5 目標と実績

[金額単位: 千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標			a	b		
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額		16,895	16,895	16,648	
	人員・時間数		1.1人	1.1人	0.9人	
	人件費		9,262	9,262	7,578	
	その他経費					
	合計	0	0	26,157	26,157	24,226
特定財源			26	26	66	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 =
	B : 一部達成していない(100%> 80%)	
	C : 達成していない (80%>)	

$\frac{a}{b} \times 100 =$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
----------------------------	----------------------------	----------------------------

理由: 監査テーマについて、結果報告の中で問題点の指摘や意見が出され、指摘事項や意見に対する改善措置の実施や検討が行われており、より客観的で透明性の高い行政運営の推進が図られた。また、監査委員監査とは別のテーマで監査が行われたことにより、監査委員制度の補完にも寄与している。更に職員の意識の向上も見込まれる。

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価 A ▼	A : 適応している	理由: 地方分権時代に、より適正で効率的・効果的な事務執行が求められる中、財務事務について外部の専門家から問題点の指摘や意見を受け、改善措置を講じ、見直しの検討を行うことは重要である。
	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価 A ▼	A : 妥当である	理由: 外部監査の指摘事項や意見に対する改善措置を実施することにより、財務事務の適正化や効率化、経費の節減及び収入の増加が見込まれる。
	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か		
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由: 地方自治法の規定により、都道府県や政令市以外の市で契約に基づく監査を受けることを条例により定めた市の長が外部監査契約を締結しなければならないこととなっている。
	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価 A ▼	A : 満足できる	理由: 外部監査の指摘事項や意見に対する改善措置を実施することにより、税金の有効活用や市民サービスの向上等が図られるとともに、外部監査の結果や改善措置の内容は公表することとなるので、行政運営の透明性が高まる。
	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価 A ▼	A : 有効である	理由: 市の財政状況が厳しく、事務事業の見直しや効率的な事務執行が求められている中、現状の財務事務の執行等について問題点を指摘し改善を求める外部監査の実施は有効である。
	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	成果向上の余地	
	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	説明: 監査結果の指摘事項や意見に対する改善措置の実施や検討の状況については、随時進行管理を行い、問題点の解消につなげていきたい。
	コスト改善余地	
	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	説明: 外部監査の委託料の圧縮について、検討の可能性がある。

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	都道府県、政令指定都市、中核市及び条例制定市において、外部監査契約に基づく監査が行われている。 平成12年度の類似都市(中核市)のテーマ・補助者の体制・委託料については、別添「外部監査制度に関する調査の結果について」(総務省集計)を参照。
	今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明	平成13年度については、制度導入の初年度であったが、結果報告の中で問題点の指摘や意見が出され、指摘事項や意見に対する改善措置の実施や検討が行われており、適正かつ効率的・効果的な行政運営の推進に重要な役割を果たしていると評価している。 今後についても、毎年度外部監査が行われるので、監査結果の指摘事項や意見に対する改善措置の実施や検討状況の進行管理を行い、目的の達成につなげていきたい。
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--